

第1章 「三重県消費者施策基本指針」策定の考え方

1 「三重県消費者施策基本指針」策定の趣旨

三重県では「三重県消費生活条例（平成7年12月22日 三重県条例第49号）」第3条に規定する「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする」という責務に基づき、平成19年度～平成22年度を第1次、平成23年度～平成26年度を第2次の計画期間とした、「三重県消費者施策基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、各種施策を実施してきました。

しかしながら、旅館・ホテル等における不適切表示が県内においても発生したほか、食の安全・安心を脅かす問題が多発したことから、県民の食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まってきています。また、高齢者等をターゲットにした悪質商法が巧妙化、複雑化し、県民のくらしにかかわる問題は依然として後を絶ちません。

このような社会的背景の中、平成24年12月には、消費者が時代や状況に応じた適切な行動をとるための教育(消費者教育)について規定した「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）」が施行され、また、平成26年6月には、消費者がより安全・安心な生活を営むために「不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。）」及び「消費者安全法」等が改正されました。（「景品表示法」施行日平成26年12月1日）

県としても、県民が一消費者として、自らの権利の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう、社会情勢に合致した施策を計画的に展開していくために、これまでの基本指針を見直し、より消費者の視点に立った施策を実施していきます。

2 「三重県消費者施策基本指針」策定の視点

(1) 消費者教育推進法との関係

「消費者教育推進法」の施行により、各地方公共団体では、「消費者教育推進計画」の策定が努力義務として位置付けられました。三重県では、三重県消費者施策基本指針のうち、「第3章 消費者施策の具体的展開」の「2 自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、「消費者教育推進計画」として位置付け、消費者教育を計画的に進めていきます。

ここでは、「消費者教育推進法」の理念を実現するための方向性を明確にしたうえで重点項目を定め、各重点項目ごとに具体的施策を盛り込むことで、消費者にとって実現可能な、より身近な計画となるようにしていきます。

(2) みえ県民力ビジョンとの関係

「基本指針」では、「みえ県民力ビジョン」における「消費生活の安全の確保（消費者団体、事業者団体、地域住民、市町等さまざまな主体が連携し、身近なところでの消費者啓発や情報提供、相談体制を充実させ、地域で支え合う意識の醸成、消費者トラブルの未然防止、自主的解決への支援のための施策の実現）」を図ることを目標にしつつ、目まぐるしく変化する社会情勢を勘案しながら、時代に合った、より具体的な方向性を示します。

(3) 三重県消費生活条例との関係

「基本指針」では、「三重県消費生活条例」第2条に規定する基本理念の方向性を具体的に示します。第2条では消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的な行動ができるよう消費者の自立を支援することを基本としています。

「三重県消費生活条例」第二条に規定する消費者の権利

- 一 消費生活に係る商品及び役務（以下「商品等」という。）によって生命、身体及び財産を侵されず、消費者の安全が確保されること。
- 二 消費生活に係る商品等に適正な表示を行わせること。
- 三 消費生活を不当な取引行為によって侵害されず、及び不当な取引条件を強制されないこと。
- 四 消費生活において受けた不当な被害から速やかに救済されること。
- 五 消費生活に必要な情報、知識及び教育の機会が提供されること。
- 六 消費者の意見が県の消費者施策に反映されること。

3 「三重県消費者施策基本指針」の計画期間

計画期間は、平成27年度～平成31年度の5年間とします。

4 「三重県消費者施策基本指針」の実効性の確保

主要な施策の進捗状況を「三重県消費生活対策審議会」₁に報告するとともに審議会の意見を踏まえて施策に反映させていきます。

また、特に消費者教育に関しては、消費者教育推進計画として位置付けることから、「三重県消費者教育推進地域協議会」₂における意見を十分に反映させ、進捗管理していきます。

5 「三重県消費者施策基本指針」の体系(具体的展開)



